令和８・９年度
犬山市競争入札参加資格審査申請要領
（物品の製造・販売及び買受け並びに役務の提供等）

令和８・９年度において、犬山市が発注する物品の製造・販売及び買受け（以下「物品購入」という）並びに役務の提供等（建設工事に係る設計・監理及び測量等を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という）に参加を希望される方は、原則として、本要領により「あいち電子調達共同システム（物品等）」を用いて犬山市に申請してください。

令和８・９年度　入札参加資格審査申請要領
【物品購入・役務の提供等】

物品購入及び役務の提供等の競争入札（オープンカウンタ含む。）に参加するには、参加資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、適正な申請をしていただきますようお願いします。

以下、あいち電子調達共同システム（物品等）により、適正な入札参加資格審査申請（以下、「電子申請」という。）手続きについて次のように定めます。

１　申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む）に該当しない方。

> 地方自治法施行令　（抜粋）
> （一般競争入札の参加者の資格）
> 第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
> 一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
> 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
> 三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
> （指名競争入札の参加者の資格）
> 第１６７条の１１　第１６７条の４の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(2)　犬山市税、愛知県税及び国税に未納がないこと。

(3)　「犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（令和２年３月３０日付け　犬山市長・犬山市教育委員会教育長・犬山警察署長締結）に基づく排除措置をうけていないこと。

(4)　申請内容及び別送書類に虚偽の記載がないこと。

２　入札参加資格申請の方法

(1)　電子申請を行おうとする者は、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト　**https://www.buppin.e-aichi.jp/**

(2)　法人が申請する際の申請単位は法人単位となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。

(3)　契約を締結する営業所は、１自治体に対し１営業所に限ります。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。

(4)　電子申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントし、必要事項を記入いただいてからあいち電子調達共同システム（物品等）に入力してください。

(5)　申請できる営業品目は別紙「業務分類一覧表」のとおりです。

(6)　電子申請による入力データ送信後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。

３　受付期間

(1)　定時受付

令和８年１月５日（月）から令和８年２月１６日（月）まで

平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前８時から午後８時まで

※　定時受付期間において障害等によりシステムが利用できない期間があったとしても、システム利用期間の延期の対応は行いません。万が一の場合もあるため、早めに申請してください（１月中に申請を終えるようご協力をお願いします。定時受付期間中に申請をすることができなかった場合は、４月１日以降に申請していただくことになります。）。

(2)　随時受付

令和８年４月１日（水）から令和１０年２月１５日（火）まで

平日（日曜日及び土曜日、祝日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。）の午前８時から午後８時まで。

４　別送書類

電子申請による入力データ送信後、以下の書類を各１部、提出期限までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日（申請データ送信日）において発行日より３か月以内のものとします(鮮明であれば写し可)。

(1)　共通審査自治体に提出する書類

書類名	備考
別送書類送付書	あいち電子調達共同システム（物品等）から印刷したもの。
履歴事項全部証明書	法人の方のみ（法務局で発行したもの）
身元（分）証明書	個人の方のみ（本籍地の市区町村で発行したもの） （日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し）
登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助を受けていないことの証明）	個人の方のみ（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行したもの） ※　東京法務局では郵送申請も可能
納税証明書（国税）	税務署で発行 法人の方：「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その３の３） 個人の方：「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その３の２）
納税証明書（愛知県税、未納の税額がないこと）	愛知県の県税事務所で発行 法人の方：「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税」、「自動車税」の納税証明書 個人の方：「個人事業税」、「自動車税」の納税証明書 （愛知県内に事業所がない者等で納税証明書（愛知県税）が受けられない場合は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。申出書は、あいち電子調達共同システム（物品等）からダウンロードしてください。）

※　書類は、申請日（申請データ送信日）において発行日より３か月以内のもの（写し可）。

(2)　犬山市に提出する書類

書類名	備考
別送書類送付書	あいち電子調達共同システム（物品等）から印刷したもの。 ※　提出する書類がない場合は不要です。
納税証明書（犬山市税）	納税証明書（ただし、犬山市に納税義務がある事業者に限る）

	・法人の方：法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税 ・個人の方：市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税 ※　申請直前１年間分の納税証明書 （「未納額がないことの証明」でも可） ※　犬山市に納税義務がない場合は、システムへ納税状況を入力する際、課税番号欄に”00000000”（０を８桁）と入力してください。

※　使用印鑑届の提出は不要です。

※　書類は、申請日（申請データ送信日）において発行日より３か月以内のもの（写し可）。

(4)　提出期日

①　定時受付

申請仮受付終了日（申請データ送信日）から７日以内必着とします。（ただし、最終提出期限は、**令和８年２月２４日（火）必着。**

②　随時受付

申請仮受付終了日（申請データ送信日）から７日以内とします。

※　上記①、②の提出期限の最終日が休日（土曜日及び日曜日、祝日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日）に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(5)　提出先

＜共通審査自治体＞

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

＜犬山市＞

〒４８４－８５０１

愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地

犬山市役所　経営改善課　契約・資産活用グループ

電話番号　０５６８－４４－０３０１（直通）

５　入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「１　申請者の要件」を満たしていることを確認します。

６　入札参加の資格審査（格付）状況照会

あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び電子申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治

体からメールで補正指示が出されますので、補正申請を行ってください。

７　入札参加の資格審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

８　追加届

審査結果確認後、あいち電子調達共同システム（物品等）により追加届を提出してください。

(1)　届出項目

・許可・登録等
・契約実績
・特約・代理店

(2)　届出期限

審査結果の確認後、速やか（５日以内目安）に入力してください。

９　入札参加資格の有効期間

電子申請による入札参加資格の有効期間は次のとおりとします。

(1)　定時受付

令和８年４月１日（水）から令和１０年３月３１日（金）まで有効とします。

(2)　随時受付

入札参加資格を決定した日から令和１０年３月３１日（金）まで有効とします。

ただし、令和１０年４月１日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

１０　電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付の変更手続きは、令和８年４月１日（水）からとなります。

１１　その他

(1)　電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は別に罰則があるばかりか、入札に参加できなくなる場合があります。

(2)　申請内容を確認するために、後日、証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間中は保管しておいてください。

(3)　あいち電子調達共同システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認、同意が必要です。

(4)　資格が認定された方の名簿は、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

(5)　あいち電子調達共同システム（物品等）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。

(6)　本電子申請にはＩＣカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはＩＣカードの購入、登録が必要になります。

(7)　原則、紙での資格申請は受け付けません。

１２　問い合わせ先

(1)　システム操作に関すること

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

ＴＥＬ　０１２０－５１１－２７０

平日９時～１７時（１２月２９日から翌年の１月３日までの間は除く）

（定時受付期間中は平日９時～２０時に時間延長）

メールアドレス　helpdesk@buppin.e-aichi.jp

(2)　申請内容等に関すること

犬山市役所　経営改善課　契約・資産活用グループ

ＴＥＬ　０５６８－４４－０３０１（直通）

ＴＥＬ　０５６８－６１－１８００（代表）内線１４４３・１４４４

平日９時００分～１６時００分（１２月２９日から翌年の１月３日までの間は除く）